【件名】ACT政府発表:8月20日の新型コロナウイルス最新情報(COVID-19 関連)

【ポイント】

●8月20日(金)、ACTにおける新型コロナウイルスの陽性者は、8月19日(木)か ら12人増え、合計94人となりました(過去の発表に二重にカウントしていたケースがあ ったとのことで、12人増えましたが合計は94人となります(注:8月13日発表時点の 合計は83人でした)。

●感染をした人が、他者にウイルスを感染させる可能性のある状態で訪問していた場所 (「Exposure locations」以後「感染の可能性があった地点」と表記)が、追加・更新され、 合計260カ所以上が指定されていますので、下記リンク先からご確認し、それぞれの地点 に特定の日時に訪問歴のある人は、定められた措置に従ってください。

https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposurelocations?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links

●バーACT首席大臣は、家賃の支払い等に関する関係者への協力要請を発表しました。 ●ACT保健局は、同局が運用する Facebook 及び Twitter に、検査場所での待ち時間等の 情報も掲載していますので、参考にしてください。現在、待ち時間は大幅に軽減されていま す。

ACT保健局 Facebook: <u>https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate</u> ACT保健局 Twitter: https://twitter.com/ACTHealth

【本文】

1 最新の感染者数

(1)8月20日(金)、ACTにおける新型コロナウイルスの陽性者は、8月19日(木) から12人増え、合計94人となりました(過去の発表に二重にカウントしていたケースが あったとのことで、12人増えましたが合計は94人となります(注:8月19日発表時点 の合計は83人でした)。

(2)8月19日(木)から増えた12人のうち、11人について、感染経路が判明してい るとのことです。

2 感染の可能性があった地点の追加・更新

(1) 感染の可能性があった地点が、追加・更新され、合計260カ所以上が指定されていますので、下記リンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、定められた措置に従ってください。

https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposurelocations?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links

(2) 同地点に特定の日時に訪問歴がある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オ

ンラインで登録する等の措置が必要になります。

(3)なお、感染の可能性があった地点には、濃厚接触(Close contact)、軽度の接触(Casual contact)、及び、症状の観察(Monitor for symptoms)と3種類のカテゴリーがあり、属するカテゴリーにより、求められる措置が異なりますので、それぞれの措置については、以下アからウをご確認ください。

ア 濃厚接触 (Close contact)

感染の可能性があった地点の内、「濃厚接触(Close contact)」に該当する地点に特定の 日時に訪問歴のある人は、直ちに14日間の自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで 申告しなければなりません。

オンライン申告先: https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR

なお、濃厚接触地点に訪問歴のある人の同居人(secondary contacts)も同様に隔離の対象となり、訪問歴のある人とその同居者の双方が、ACT保健局により隔離から解除となる 旨の連絡を受けるまで隔離しなければなりません。また、可能な限り、住居内での空間の共 有を避けるべきです。

https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-andisolation/quarantine/quarantine-for-secondary-contacts

イ 軽度の接触 (Casual contact)

感染の可能性があった地点の内、「軽度の接触 (Casual contact)」に該当する地点に特定 の日時に訪問歴のある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しな ければなりませんが、訪問したタイミングにより、執るべき措置が異なっています。オンラ インで申告を行うと、ACT保健局からメール等で連絡がきますので、記載されている措置 に従ってください。

オンライン申告先: <u>https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR</u>

なお、軽度の接触地点に訪問歴のある人の同居人は、自己隔離の必要はありませんが、可 能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

ウ 症状を観察 (Monitor for symptoms)

感染の可能性があった地点のうち、「症状を観察(Monitor for symptoms)」に該当する地 点に特定の日時に訪問歴のある人は、症状を観察し、症状が現れた場合は検査を受けてくだ さい。

(4)検査が可能な場所は以下のリンク先からご確認ください。

新型コロナウイルス検査場所: <u>https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-</u> <u>healthy/symptoms-and-getting-tested/where-to-get-tested-in-the-</u>

act?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%201inks

(5) ACT保健局は、同局が運用する Facebook 及び Twitter に、検査場所での待ち時間 等の情報も掲載していますので、参考にしてください。現在、待ち時間は大幅に軽減されて います。 ACT保健局 Facebook: <u>https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate</u> ACT保健局 Twitter: <u>https://twitter.com/ACTHealth</u>

3 家賃の支払い等に関する関係者への協力要請

(1)8月19日、バーACT首席大臣及びラッテンベリーACT司法長官は連名で、ロッ クダウン期間中の家賃の支払い等に関する関係者への協力を要請する旨を発表したところ、 概要以下のとおりです。詳細は、下記リンク先をご確認ください。

https://www.cmtedd.act.gov.au/open_government/inform/act_government_media_releas es/barr/2021/residential-tenants-and-landlords-encouraged-to-work-together-thislockdown

(2) このロックダウン期間中に、テナント、家主、賃貸業者の心身の健康を確保するため に、ACT政府は、今後数週間にわたって家主とテナントが緊密に協力するよう求める。

(3) バー首席大臣は、以下のとおり述べました。

ア 現在の延長されたロックダウンは、地域の一部の方々、特に公衆衛生上の指示によって 財政的に影響を受けたテナントに困難をもたらす可能性がある。

イ ACT政府は、この新型コロナ感染症の発生が家主やテナントに与える影響を引き続き き監視し、さらなる支援が必要かどうかを検討すると述べました。

(4) ラッテンベリー司法長官は、以下のとおり述べました。

ア テナントが必要に応じてオンライン検査を促進することで家主を支援し、修理、特に緊 急でない修理が遅れた場合は辛抱強く待つことを奨励する。

イ ロックダウン期間中の地域の財政的及び公衆衛生上の影響に対応するために、家主は、 テナントがロックダウンによって財政的に影響を受けた場合、一時的な家賃の引き下げ又 は家賃の延滞支払い計画の交渉について検討することを勧める。

ウ 新型コロナ感染症は多くのキャンベラ市民に経済的影響を及ぼした。これは、家賃を支 払うテナントにいくつかの困難をもたらした。経済的に困窮している場合や、家賃の全額を 支払うことができない場合は、家主に連絡することを勧める。

エ 入居者は、滞納している場合は家主と家賃返済計画を交渉するか、一時的な家賃の値下 げを交渉することができる。

(5) ACT政府は、テナント契約に基づく権利と義務に関する情報をテナントに提供する 「the Renting Book」を作成する。Justice and Community SafetyのWebサイトで入手可 能。

(6) ACT政府は、Legal Aid ACT が提供するテナントへの助言サービスにも資金を提供 している。テナントは、電話かウェブサイトからアクセスが可能。

4 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載してい ます。状況は刻一刻と変化しますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけ てください。

https://www.covid19.act.gov.au/

(メール発信者)
在オーストラリア日本国大使館領事部
電話:02-6273-3244 (代表)
FAX:02-6273-1848
メール: <u>consular@cb.mofa.go.jp</u>
大使館 HP: <u>https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</u>